

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	精神障害者保健福祉手帳交付関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、精神障害者保健福祉手帳交付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

精神障害者保健福祉手帳交付関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者にパスワードを付与し操作者を限定している。

評価実施機関名

甲府市長

公表日

令和3年11月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付関係事務
②事務の概要	<p>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付申請等に係る申請書等を受理し、都道府県へ進達する。また、都道府県からの交付依頼に基づき、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付する。</p> <p>①精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理 ②都道府県知事の認定の申請の受理 ③精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ④氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理 ⑤障害等級の変更の申請の受理 ⑥精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務</p>
③システムの名称	精神障害者保健福祉手帳交付システム 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
交付者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一 第14項 内閣府・総務省令第五号 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市 福祉保健部障がい福祉課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市 福祉保健部障がい福祉課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 5. ②所属長	酒井 仁	長田 和平	事後	
平成29年5月22日	I 7. 請求先	福祉部	福祉保健部	事後	
平成29年5月22日	I 8. 連絡先	福祉部	福祉保健部	事後	
平成31年2月4日	I 5. ②所属長	障がい福祉課 長田 和平	障がい福祉課	事後	
平成31年2月5日	IV リスク管理			事後	新規入力
平成31年2月6日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	実施しない	事後	見直しによる訂正
令和3年11月24日	I-1-② 事務の概要	<p>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という）に基づき、精神障害者手帳について、手帳所持者と手帳記載内容の管理、都道府県への進達処理、各種通知書、一覧帳票の発行、統計帳票出力処理を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）及び精神保健福祉法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行う。</p> <p>①精神障害者保健福祉手帳の交付（精神保健福祉法第45条） ②精神障害者保健福祉手帳の更新、障害等級の変更、再交付の受理（精神保健福祉法第45条第4項、第6項） ③氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理（精神保健福祉法施行令第7条第2項） ④他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理（精神保健福祉法施行令第7条第4項） ⑤精神障害者保健福祉手帳の返還の受理（精神保健福祉法第45条第6項）</p>	<p>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付申請等に係る申請書等を受理し、都道府県へ進達する。また、都道府県からの交付依頼に基づき、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付する。</p> <p>①精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理 ②都道府県知事の認定の申請の受理 ③精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ④氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理 ⑤障害等級の変更の申請の受理 ⑥精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務</p>	事後	見直しによる訂正
令和3年11月24日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	令和3年10月1日	事後	
令和3年11月24日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	令和3年10月1日	事後	